

### 議事要旨(4)四半期会計基準専門委員会の検討状況について

新井専門委員より、まず、今後の審議予定について、7月中に注記事項、ゴーイング・コンサーン等今まで積み残している事項について方向性を出し、具体的な文案について検討のうえ、レビュー手続の検討を踏まえつつ、可能であれば、9月上旬に公開草案を出すという段取りで進めたい旨の説明があった。また、企業会計審議会でもレビュー手続きの検討がなされているので、当委員会での検討状況を来週報告することになっている旨の報告があった。

引き続き、新井専門委員より、審議事項(4)四半期会計基準専門委員会での検討状況(第16回)に基づいて説明があった。具体的な説明内容は以下のとおりである。

第2 四半期以降に重要な会計方針を変更した場合の取扱いについて、注記事項として位置付け、第20 項(3)に移している。具体的な注記方法については資料に基づき説明された。

重要な誤謬の訂正について、証券取引法(金融商品取引法)においては、訂正報告書の提出事由に該当するため、遡及再表示が行われることになる。年度との整合性を考えると四半期の会計基準の本文では記載せず、結論の背景で記載する形にした。

持分プーリング法適用した場合の開示についても注記事項に移し、当事業年度の既に開示した四半期会計期間ごとの影響額を記載することとした。具体的な記載方法については、7月4日の専門委員会で検討する予定である。

注記事項全般については、今後、金融庁で検討される予定の非財務情報とのすみ分けを考慮入れて検討を進めたいと考えている。専門委員会では、年度や中間で求められていない情報も四半期で求められているものがあるという指摘や適用指針のなかで記載が求められている点については、本来、会計基準に記載すべきであるという意見があり、そういう点も含めて検討している。

注記項目については、作成者サイドからボリュームが多く、45日以内の開示という点からは難しいという意見があり、今後、どういう点を修正していく必要があるのか、作成者サイドから意見を出していただいて、利用者サイド、監査人サイドと調整させていただければと考えている。

会計基準には、適用初年度の取扱いということで、前事業年度の対応する四半期会計期間の四半期財務諸表を記載することは要しない旨追加した。その他、公認会計士協会とは、今後、ゴーイング・コンサーンの関係、年度・中間の中間の首尾一貫性が図られない場合の処理、金融商品会計の実務指針の改正が必要かどうかという点についても協議していきたい。

次に、出田専門研究員より、適用指針(案)の概要について説明があった。

- (1) 適用指針は大きく会計処理と開示に分けて記載した。会社処理は科目ごとに四半期特有の処理、簡便的な取扱いを定めた。

## 議事要旨(4)

- (2) 貸倒見積高の算定においては、一定の場合に前事業年度の実績を使用できる。
- (3) 棚卸資産の簿価切下げについて、年度で切放し法を採用している場合には、四半期では、切放し法と洗替え法が選択できる。
- (4) 繰延税金資産の回収可能性の判断には、監査委員会報告 66 号の会社の例示区分を基にして四半期における判断の簡便的な取扱いを定めている。

そのほか、修正後発事象の取扱いについては、四半期財務諸表の修正が困難な場合には、注記で対応することを求める意見がある旨の説明があった。

上記の説明に対して、委員より主に次のような意見が出された。

注記事項については、会計基準に明示されておらず、適用指針段階で提示された注記の量が膨大である。実務で作成のためにさける日数は5日～6日である。現行の中間財務諸表の注記事項から検討をスタートするのではなく、アメリカのレギュレーション S-X や会社法の計算書類を参考にすべきである。また、重要な変動があった場合に注記するとしても、資料を収集する必要があり、大変な作業となる。

ストック・オプションの注記などは、中間財務諸表での注記内容を越えているが、原則として、中間の注記を越えるべきではない。

四半期報告が出されていると、株価形成に大きな影響を与えると考えている。投資家のニーズを踏まえた開示にしてもらいたい。例えば、ストック・オプションの開示は透明度を高くして欲しい。

繰延税金資産の回収可能性の判断について、実務にフィットしていないのではないかと思う。例示区分、の会社について、四半期末ごとに判断するケースが増えるということにならないのか。第2四半期、第3四半期になるにしたがって回収可能性が違ってくるのではないか。

以上